

(仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に
係る環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年2月

株式会社青山高原ウインドファーム

目 次

第 1 章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	1
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧者数	2
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1)	公告の日及び公告方法	2
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	3
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1)	意見書の提出期間	3
(2)	意見書の提出方法	3
(3)	意見書の提出状況	3
第 2 章	環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 2 年 11 月 26 日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和 2 年 11 月 26 日（木）付 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、中日新聞、伊勢新聞（別紙 1 参照）

※令和 2 年 12 月 8 日（火）及び 9 日（水）に開催した説明会についての公告を含む

② 地区回覧によるお知らせ

広報誌への掲載が出来なかったため、関係地区へ回覧用チラシを配布した。（別紙 2-1 及び別紙 2-2 参照）

津市榊原地区 62 組に分けて回覧

回覧開始：令和 2 年 11 月 1 日

伊賀市大山田布引地区 22 組に分けて回覧

回覧開始：令和 2 年 11 月 1 日

③ インターネットによるお知らせ

令和 2 年 11 月 26 日から下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 三重県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）

https://www.pref.mie.lg.jp/EARTH/HP/000212212_00004.htm

- ・ 株式会社青山高原ウインドファームのウェブサイト（別紙 3-2 参照）

<http://www.awf.co.jp/publics/index/30/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所及びインターネットの利用により縦覧を行った。また、関係自治体庁舎の計 5 箇所で閲覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 津市役所本庁舎環境部環境保全課

（住所：三重県津市西丸之内 23 番 1 号）

- ・ 津市久居総合支所地域振興課

（住所：三重県津市久居新町 3006 番地）

- ・ 津市榊原出張所

（住所：三重県津市榊原町 5108-1）

- ・ 伊賀市役所本庁舎

(住所：三重県伊賀市四十九町 3184 番地)

- ・伊賀市大山田支所

(住所：三重県伊賀市平田 656-1)

② インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社青山高原ウインドファームのウェブサイト

<http://www.awf.co.jp/publics/index/30/>

③ 関係自治体庁舎での閲覧

- ・三重県情報公開・個人情報総合窓口（三重県栄町庁舎 1 階）

(住所：三重県津市栄町 1-954)

- ・三重県環境生活部 地球温暖化対策課（三重県本庁舎 8 階）

(住所：三重県津市広明町 13 番地)

- ・三重県津地域防災総合事務所 環境室（三重県津庁舎 2 階）

(住所：三重県津市桜橋 3 丁目 446-34)

- ・三重県伊賀地域防災総合事務所 環境室（三重県伊賀庁舎 3 階）

(住所：三重県伊賀市四十九町 2802)

- ・三重県立図書館

(住所：三重県津市一身田上津部田 1234)

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 2 年 11 月 26 日（木）から 12 月 25 日（金）まで

- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、及び意見書提出期間の 1 月 15 日（金）まで終日アクセス可能な状態とした。

なお、閲覧期間は、令和 2 年 11 月 26 日（木）から令和 3 年 1 月 15 日（金）までである。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（受付簿への記載者数）は、津市役所で 1 名、津市久居総合支所で 0 名、津市榑原出張所で 3 名、伊賀市役所で 0 名、伊賀市大山田支所 0 名の合計 4 名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は、577 回（縦覧期間（11/26～12/25）435 回、その後の意見募集期間（12/26～1/15）142 回）であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

（別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和2年12月8日（火）19:30～20:50
- ・開催場所：津市榑原市民館（三重県津市榑原町10032）
- ・来場者数：6名

- ・開催日時：令和2年12月9日（水）19:00～20:00
- ・開催場所：伊賀市布引地区市民センター（三重県伊賀市奥馬野7-1）
- ・来場者数：13名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年11月26日（火）から令和3年1月15日（金）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙4参照）
- ②株式会社青山高原ウインドファームへの書面の郵送
- ③株式会社青山高原ウインドファームへの電子メール

(3) 意見書の提出状況

8名の方から合計で41件の意見が提出された。

環境の保全の見地からの意見は41件、その他の意見は0件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要に関しては、本事業に係わる環境の保全の見地からの意見については原文のまま記載している。

表 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1-1	1. 猛禽調査の空白部分 猛禽調査地点からの視野図（P331）では計画地北側が大きく空白になっている。すなわち、計画地に接する北部分は観察できないことにより、北側に棲息するつがい、また北側から侵入する猛禽の観察ができないと考えられる。理由の如何に係わらず、調査ができない場所に風車を立てるべきではない。 この部分にも観察地点を設定し、計画地周辺をくまなく調査すべきである。	視野範囲が一部確保できていない場所は、対象事業実施区域の北側に航空自衛隊笠取山分屯基地の敷地があり、立入り禁止のため、現状視野の確保が難しい状況にあります。現地調査の際は任意踏査を併用しつつ、可能な限り視野が確保できる定点を設定いたします。
1-2	2. クマタカへの影響 クマタカ等の猛禽については衝突だけでなく、風車の存在を回避して営巣地を放棄する、あるいは繁殖率が低下する問題についても解析、検討すべきである。	営巣地や繁殖率への影響については、「風力発電等導入支援事業／環境アセスメント調査早期実施実証事業／環境アセスメント迅速化研究開発事業既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書」（国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成30年2月）において、その詳細について報告されています。 また、「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題報告書」（陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会、平成31年3月）においても課題とされていることから、これらの報告書を参考に、営巣地や繁殖率への影響についても解析・検討を行う予定です。
1-3	3. タカ類の渡り調査 青山高原でのサシバなどタカ類の渡りは重要である。三重県北中部を経由して移動するサシバ等の多くは青山高原を通ると考えられる。しかし、青山高原三角点付近から北には風車が林立し、安全に通過できる場所はない。 今回の調査は春、秋、複数回とだけ記載されている。内陸の渡りはコースが一定せず、年により、気象条件によって通過場所も通過日時も変化する。少なくとも1期に3回、合計年6回、3年は調査し、この地での渡りの全容を明らかにすべきである。 また、サシバは長大な渡りをする。特に沖縄本島から宮古島までの300kmは無着陸飛行を余儀なくされる。途中で水没する個体もあると考えられる。風車への衝突だけでなく、風車を回避することによるエネルギーのロスが渡りの成否に及ぼす影響についても推論すべきである。	タカ類の渡り調査については、過年度に複数年にわたる調査を実施していますが、いずれも確認された渡り個体は少ない結果でした。複数年にわたる調査を実施していることから、この結果は妥当であると考えています。 また、サシバの渡りのエネルギーロスについては、「風力発電等導入支援事業／環境アセスメント調査早期実施実証事業／環境アセスメント迅速化研究開発事業既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書」（国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成30年2月）において、サシバのほか、ノスリ、ハチクマの渡り時の風車を回避することによるエネルギーロスについて検討が行われており、「風車を迂回したことによって移動距離が増加したと仮定した場合でも、体重を減らさない1日の移動可能距離の推定上限値の範囲内か、その値を下回ることから、渡りにおいて、風車迂回に伴うエネルギー消費が個体に与える影響は、エネルギー損失の観点からは比較的軽微だったと考えられた。」とされています。

No.	意見の概要	事業者の見解
1-4	4. 死骸調査 既存の風車への衝突による死骸調査は重要であるが、1) 死骸が野生生物により、持ちされる確率、2) 個々の調査員が現存する死骸を発見できる効率を予め算出し、調査結果を補正すべきである。それがなければ調査の意味をなさない。また、踏査経路は調査結果の評価に重要であるので、公開すべきである。 さらに、死骸調査結果から、どのようにして建て替えられた風車での衝突率、衝突数を推論するのが方法書には書かれていない。書くべきである。	得られた死骸調査結果をもとに、1) 死骸が野生生物により持ち去られる確率、2) 個々の調査員が現存する死骸を発見できる効率による補正をかける手法については、専門家ヒアリングを実施した上で適切な推定を行い、その結果は準備書に取り纏めます。また、踏査範囲についても示すようにいたします。 死骸調査結果は、既設風車の死骸衝突数を推定するものであり、建て替え後の風車の衝突確率の推定に用いるものではありません。 建て替え後の風車に対する死骸衝突数については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省自然環境局野生生物課、平成23年、平成27年修正版）に基づくモデル及び「球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法」（由井・島田、平成25年）に基づくモデルを用いて、年間予測衝突回数を算出する予定です。
1-5	5. 推論手法記載の欠如 方法書にはデータの取り方の概略は記載されているが、得られたデータから如何にして新たに建設する風車の影響を推論するのが全く記載されていない。推論手法によって影響の予測が大きく異なる可能性もある。これでは方法書の意味をなさない。推論の方法を方法書に記載すべきである。	ご指摘の動物の影響予測の手法については、方法書321及び337ページに記載しております。具体的には、新たに建設する風車の影響予測及び評価については、現地調査結果をもとに新青山高原風力発電所事後調査結果との比較により影響予測及び評価を行います。
2-1	・配慮書に対する経産大臣、三重県環境影響評価委員会答申、知事意見、市長意見を無視してはならない。 経産大臣、三重県環境影響評価委員会答申、知事意見、市長意見には「既存の「青山高原風力発電所」及び「新青山高原風力発電所」（以下、「既存風力発電所」）の設置の際に行った環境影響評価等や稼働中に行った調査結果等を活用し、既存事業による環境影響を適切に把握するとともに、方法書以降の図書に記載すること。」とあるが、方法書には記載がなく、既存事業による環境影響を適切に把握する方法も示されていない。まず、20年間の発電実績を公表するのはもちろん。上記を明らかにしてから環境影響評価の方法を検討すべきである。答申、意見を無視してはならない。	配慮書の意見にある「設置の際に行った環境影響評価等や稼働中に行った調査結果等を活用し、既存事業による環境影響を適切に把握する」のは、主に準備書です。方法書では既存の調査や現地調査の方法、調査結果の把握及び影響の予測評価方法を記載しています。 なお、青山高原風力発電所における2003年度から2019年度まで(17年間)の平均年間発電電力量(実績値)については、方法書2ページに記載しています。
2-2	1. 本事業の必要性を示すためには、地球温暖化防止に本当に役立てたかどうかの実績データをまず示すべきである： 実際に化石燃料を削減し得た具体的データつまり、過去20年間に青山高原で風力発電所が発電した時間帯に、四日市火力発電所あるいは川越火力発電所が削減できた化石燃料の量の数値データを具体的に示すべきである。その際に単に蒸気を逃がして対応しただけで、燃料の削減まではできていないということなら、地球温暖化防止に貢献したとは言えない。また、近くの水力発電所の出力を落としたというのでは、本末転倒である。風力発電所の発電量を単純に火力発電所の平均的化石燃料消費量に置き換えた按分しか示せないままでは、地球温暖化に貢献してきて、今後も貢献するとは言えない。その実績データに基づき、今後具体的に減らしうる化石燃料の量を評価すべきである。 最低でもこの20年間の発電実績を詳しく示すべきである。	方法書2ページに記載しましたとおり、青山高原風力発電所における2003年度から2019年度まで(17年間)の平均年間発電電力量は、約31,924MWh/年であり、これを「発電によるCO₂削減量」に換算すると約13,600t-CO₂/年となります。(中部電力ミライズ株式会社における調整後CO₂排出係数(2019年度):0.426t-CO₂/MWhによる換算。) なお、個々の火力発電所の運転等に関わるデータは入手できないため、これらを提示することはできません。 しかしながら、再生可能エネルギーを利用することにより、火力発電で使用する化石燃料は、確実に低減できるものと考えており、弊社は、風力発電を通じて、地球温暖化防止に貢献してきたものと考えます。

No.	意見の概要	事業者の見解
2-3	2. 既存の風力発電所の土砂崩れの修復をまず行い、防止対策を検討すべきである： 土砂崩れがあまりにも多く、至る所にみられるのに、一部しか修復されていない。特に第1種特別地域を侵している法面は何度修復しても崩れ、現在も木の根がむき出しになり、いつ落ちてもおかしくない状況にあり、遊歩道崩落の恐れも生じている。	今般、リブレースを計画している青山高原風力発電所は、運転開始から間もなく18年が経過しようとしており、開発当初に改変した土地は全般的に安定しており、至る所で土砂崩れが発生している状況にはございません。 ご意見としていただいた法面の崩壊は、2013年に発生し、2014年に対策を実施しており、また、そこに隣接する法面の崩壊は2015年に発生し2016年に対策を実施しております。いずれの箇所も県の担当部局の指導・許可を得て適切に対処しております。 それ以降、法面状況については、日常の巡視・点検等において確認しており、現在は安定を保っているため、特別な補修や対策は必要ないものと判断しております。
2-4	PR 施設跡の大規模な崩落後は、未だ土嚢による仮復旧状態であり、根本的な復旧や流出した土砂の撤去は行われていない。	ご意見としていただいた事象は、他事業者(株式会社シーテック)が管理する事業地内で発生しているものであり、弊社の管理下にはございませんので、回答を差し控えさせていただきます。
2-5	勝地1号基ののり面は崩壊した土砂を網で被っただけで、崩壊した元の部分は放置され、崩壊が続いている。その周辺も小崩壊が続き、緑化できていない。説明会では、「湧水があるので様子を見ている」との説明であったが、それは、工事前からわかっていたはずであり、当地は国定公園と保安林の中にあり、「環境保全を十分に行うこと」を条件に特別の許可されたものであるから、通常の山林以上の環境保全処置が要求されているものである。早急に国定公園、保安林にふさわしい復旧工事を実施し、問題点と解決方法を明らかにし、リブレース工事で今後の全施設の維持管理に同じ失敗を何年も繰り返さないように計画すべきで、そのための環境影響調査計画が方法書に示されるべきであるが、全く記載がない。	ご意見としていただいた事象は、新青山高原風力発電所 AI-1 号機の風車敷地法面のことでであると認識しています。当該法面の崩壊は、2017年10月の台風21号の大雨により発生しましたが、2018年に対策工事を終え、県の担当部局へも報告しております。 また、その後も当該法面の状況については、日常の巡視・点検等において継続的に確認しており、現時点では、特別な補修や対策は必要ないものと判断しております。
2-6	シーテックのウインドパーク笠取、ウインドパーク美里は特に土砂崩れがひどい場所が多く、説明会でのシーテックの□□風力発電部長は、「後何年も土嚢による仮復旧で置いておく」と言っている場所もある。小さい内に復旧しておかないと、事業終了時の復旧が極めて困難になることを自覚し、まず、これらをすべて復旧し、その教訓を元に、新たな計画を立案するべきであるが、この方法書にはその記載も全くない。	ご意見としていただいた内容は、他事業者(株式会社シーテック)の事業に関するものであり、弊社からの回答を差し控えさせていただきます。
2-7	3. 地元住民や地主に十分に土砂崩れの危険性についても説明するべきである ウインドパーク笠取において伊賀市市道(高良城林道)では崩れた林道の復旧を諦め、迂回する橋を架けたが。説明会(2020/6/27)では「市と地元と何度も協議して決めたことで、公の場ではちょっと言えないような話もしている」と説明したが「公には言えないような話」で土砂崩れを放置してはならない。ただの山林なら、土砂崩れがあった場合、災害復旧事業、治山事業などの公共事業や各種の補助事業が使えるが、人工的に造成した場合はそれらは一切使えず、自己責任になる。事業終了後そのまま地主に返したら、地主の自己責任になるので、小さい内に復旧しておかないと、地主と地元住民は将来たいへんな負担を強いられることになることを良く説明し、復旧費用に比べるとはるかに安価な金銭や「公には言えないような話」で一時しのぎをするべきではない。青山高原ウインドファームは実質的にシーテックであるので、その教訓を踏まえて解決方法を分析し、計画するべきである。	ご意見としていただいた事象は、他事業者(株式会社シーテック)の事業に関するものであり、弊社からの回答を差し控えさせていただきます。 なお、本リブレース事業におきましては、既存の搬入路や風車敷地を最大限活用することにより、新たな土地の改変や樹木の伐採はできる限り少なくする予定であり、新設の場合と比較して、土砂崩壊のリスクは大幅に低減されるものと考えます。 地域の皆さまとは、既設設備の運転・管理を含め、これまでも良好な関係を維持しておりますので、今後もその関係を継続できるように、事業計画の説明や地域との合意形成を積極的に図ってまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
2-8	4. 環境影響評価の項目として選定しない項目について(303) 以下の項目は選定するべきである。 ① 建設機械の稼働、施設の稼働による騒音 計画地は、国定公園第1種特別地域に隣接する第3種特別地域であり、保健保安林である。国定公園、保健保安林利用者が風車のため、気分が悪くなる例を経験しており、私自身も経験がある。また、予定では現在より約3倍の大きさの2,300kwが予定されており、国定公園、保健保安林利用者に悪影響を及ぼさないように環境評価を実施するべきである。林業施業地に隣接していることも言うまでもない。 経産大臣、県知事、津市長、伊賀市長とも、ハイカーなど国定公園、保安林利用者に悪影響を及ぼさないように求めている。 人と自然の触れ合い活動の場合は、隣接する東海自然歩道、保健保安林であり、隣接するこうした場を無視してはならない。	音の感じ方については、人それぞれに差異がありますので、ご意見のような「国定公園、保健保安林利用者が風車のため、気分が悪くなる例を経験している」ことについては、全く否定するものではありません。しかしながら、弊社の風力発電所の運転・保守等において、当社社員はじめ大勢の作業員が、風車内及び風車近辺で年間を通じて作業を実施しておりますが、風車の騒音による体調の異変が発生した事象はございません。 さらに、事業地近隣で林業に従事されている方もいらっしゃいますが、風車の騒音に関する苦情等はいただいております。 建設機械の稼働による騒音の影響については、直近の住居まで約2.1km離れていることから非選定としており、また、本事業に関してこれまでも工事中の建設機械の稼働による騒音について問題が発生した事象はございません。 以上のことから、「人と自然との触れ合いの活動の場」に関する調査を実施する中で、青山高原及び東海自然歩道等の利用者への影響について、予測及び評価を実施し、十分配慮した計画となるよう努めてまいります。
2-9	伊賀市布引地区では、「梅雨のじめつとした日に低周波音が聞こえる」との証言が、伊賀市大山田財産区管理委員会議録（平成29年）にも記録されている。これは雲に騒音、特に重低音が反射するスカイレフレックスという現象のために谷底に音が響いているものと考えられる。計画によると風車が巨大な物に置き換わるので、このようなスカイレフレックス、こだまなど地形による反射、増幅の影響を予測し評価するべきである。 この場合、青山高原ウインドファームは非常に多くの風車を所有し、稼働させているので、それらの風車で、定格出力時の騒音、低周波音の伝搬を測定し、影響を実測し、その実測に基づいて予測するべきである。それをせずに、新規建設のごときシミュレーションのみで予測してはならない。 1,500kwでも2~3kmの距離で健康被害、睡眠障害の報告が日本はもちろん、世界中で報告されており、環境省の報告にも睡眠障害の発生が明記されている。多くの病気は十分な睡眠をとることで治癒や寛解することは自明の理であり、睡眠障害を引き起こすことは重大な健康被害を引き起こすと認識し、環境影響評価を実施すべきである。 島根県の調査で県営の2,300kwの風車周辺でも環境基準を越える騒音が観測されていることを重視すべきである。	音の伝わり方は、地上と上空の温度の状況により変わりますが、その状態を予測する方法はありません。（なお、スカイレフレックスという用語については、認知しておりません。） 環境影響評価法では、設置する予定の風車の諸元をもとに予測評価すること、最新の知見をもとにしていくことが求められており、本環境影響評価においてもこれに基づき対応していきます。 なお、弊社は、現在、青山高原風力発電所(750kW風車×20基)及び新青山高原風力発電所(2000kW風車×40基)を運転しておりますが、地域住民の皆さまから風車の騒音に関する苦情等はなく、また、方法書資料編 資1-1～資1-4ページに記載した本リブレース事業後の予測計算において影響レベルは下がるという結果であることから、本事業における騒音の問題は発生しないものと考えております。
2-10	シーテックのウインドパーク笠取から1.3~1.5kmの伊賀市汁付地区で2010年に、住民の睡眠障害、頭痛、目眩、しんどさ、つらさなどの健康被害を起こしている。その実態は、当時の新聞記者、TV局のディレクターなどの職員、伊賀市環境課長と環境課の職員、県の担当職員、私が被害者から直接話を聞いており、記録も残されている。しかしシーテックの記録では「4軒の住民から、うるさいとの苦情があり、特定の風車の改良を行い、「せっかくだから」と4軒だけにエアコンと2重サッシを着け解決した」との説明会での話であった。実はその後、4軒だけにエアコンと2重サッシを着けたことで、住民の間で厳しい対立を招いている。また、「風車のクーラーとそのカバーを主に改良して騒音を減らした」との説明会での説明であったが、風車騒音、低周波音の主な原因はブレードによる風切り音と、ブレードが支柱を通過する時の空気の圧縮と開放による衝撃音であるとされている。また、その音の周期が踏切の警報音などと同じ周期であるた	ご意見としていただいた事象は、他事業者（株式会社シーテック）の事業に関するものであり、弊社からの回答を差し控えさせていただきます。

No.	意見の概要	事業者の見解
	め、音自体は小さくても、人間に強い不快感を起こすとされている。そうした肝心の原因の解決が全くなされていない上、検討もされていないようである。方法書にはこうした重大な事実の記載が全くない。よく調査する方法を示すべきである。 シーテックの記録は過去の自社の事例を改ざんしている可能性が高い。自社の事例 真摯に精査するのなら、今回の様に人家からわずか3kmの場所に、ウインドパーク笠取よりも大きな風車を建設するので影響は大きいことが予想される。 経産大臣、三重県環境影響評価委員会答申、知事意見、市長意見には「最新の知見等に基づき、調査、予測、評価を行うこと」とされているが、最新の知見である全国と世界の被害例の分析がない。まずはシーテックの風車による健康被害をきちんと記録し、全国と世界の事例を責任を持って集め分析する環境影響調査方法を示すべきである。	
2-11	② 水質、底質、地形、地質 設置予定の風車が既存の物より巨大なので、より広い造成地の造成が必要となり、また、撤去する風車の跡地は、完全に撤去して、現況普及するべきであるので、大規模な土木工事となり水質、底質、地形、地質の予測は当然必要である。	風車の規模は、既設の風車よりも大きくなりますが、風車の基礎構造物は、現在の造成範囲を超えることはなく、有機物による河川への汚濁がないこと、河川など水域での直接改変を実施しないことから、底質の調査・予測、評価は必要ないものと判断しています。 また、不要となった風車の基礎は、原則撤去することを前提に検討を実施します。基礎を撤去する際には、沈砂池等の設置により工事中及び撤去後に土砂流出が発生しないよう、工事方法を検討し、十分な防災対策を講じさせていただきます。
2-12	③ 風車の影 計画地は、国定公園第1種特別地域に隣接する第3種特別地域であり、保健保安林である。国定公園、保健保安林利用者が風車のため、気分が悪くなる例を経験しており、私自身も経験がある。また、予定では現在より約3倍の大きさの2,300kwが予定されており、国定公園、保健保安林利用者に悪影響を及ぼさないように環境評価を実施するべきである。 当該地域の鳥類の激減は私が日本鳥学会の論文、学会発表で示している通りであるので、風車の影の影響も大きいと考えられるので、当然風車の影による環境評価を実施し、国定公園、保安林にふさわしい生物多様性を確保するべく、影響を回避する方法を調査する方法を示すべきである。	風車の影につきましては、人が日中屋内にいる可能性がある住宅等を予測対象としており、「発電所に係る環境影響評価の手引き」にも予測の対象は住宅等の保全対象等と書かれております。風車の影の影響についての研究が進んでいるドイツ等の諸外国においても屋外については特に指針値等設けられておりません。 また、鳥類に対する風車の影の影響について、研究などが進んでおらず影響を判断する基準等がないものと認識しています。 今後も最新の知見の収集に努め、影響について検討ができるよう努めます。
2-13	④ 既存の風車のバードストライクの調査 説明会での説明では「作業員が死骸に注意する」調査を行うと言っていたが、そのような事では到底調査とは言えない。十分な人数の専門家による頻回の調査、レーダーによる調査、暗視可能な監視カメラによる調査などを実施するべきである。 新潟大学の中津弘先生が2007,2008年に詳しい調査を実施し、日本鳥学会、県、本社に報告もされている。私もクマタカのバードストライクを確認し、論文に記載している。非常に多くのバードストライクを確認しており、同時期に本社も調査を行っているはずなのに、配慮書では「認められたことがない」などと記載してあったが隠ぺいしてはならない。改めて、毎日の事故死体の収集、目視観察、レーダー調査などの国際基準に添う厳密な調査を実施し、影響を回避する方法を調査する方法を示すべきである。	ご指摘のバードストライク調査について、方法書318、320、321及び322ページのとおり、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省自然環境局野生生物課、平成23年、平成27年修正版）に記載されている手法に基づいた死骸調査を実施いたします。準備書においては、これらの調査結果を踏まえて予測評価を行います。

No.	意見の概要	事業者の見解
2-14	⑤ シカ、イノシシなどの増加調査と防止対策の予測調査が必要 先の新青山造設に伴う環境影響評価調査によって AWF は自らシカの激増を明らかにしており、説明会では「シカが風車を嫌っていないことがわかり安心している」などと発言している。山林に多くの平地とのり面を造成し、牧草を植えたので、今までササが主な餌であったシカの食料が急増し、シカが増加するのは当然の帰結である。改めて詳しく調査し、環境影響評価を実施し、獣害防止対策を立てるべきである。	ご指摘について、現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺のシカやイノシシ等の生息状況を把握してまいります。 獣害防止対策については、現地調査結果を踏まえたうえで、リブレース後の設備の保守・管理上支障とならない箇所については、獣害防止柵を設置する等、事業者として実行可能な範囲で対策を検討してまいります。
2-15	⑥ 景観について ・青山高原が国定公園に指定された主な理由は、布引山地という準平原、布を引いたような特異な稜線、スカイラインの自然景観にある。ところが、既存の風車群により、特異な景観のスカイラインが著しく損なわれ、「国定公園にふさわしくない」「指定を返上するべきである」との専門家の指摘（三重県環境影響評価委員会でも）も多い、これ以上特異な自然景観を破壊するべきではなく、少なくとも主要な眺望地点から風車が稜線、スカイラインを越えるような景観にするべきではない。	国定公園の眺めにつきまして、主要な眺望点からの眺望景観の変化について、シミュレーションを行い、必要に応じて影響を回避または極力低減するよう検討してまいります。
2-16	・伊勢湾や奈良県の神野山からも、国定公園指定の理由である特異な稜線、スカイラインの自然景観が妨げられているのがよく見えるので、これ以上の自然景観破壊はするべきではない。主要な眺望点に、奈良県山添村神野山、伊勢自動車道も入れるべきである。	伊勢湾や奈良県山添村神野山からは、垂直視野角1度の範囲外になっており、視認されたとしても景観への影響は小さいものと考えております。
2-17	・東海自然歩道、青山高原スカイライン、周辺の保健保安林からの自然景観を損なわず、威圧感を与えない景観影響の回避又は極力軽減をする方法を示すべきである。	東海自然歩道、青山高原スカイライン等からの眺望景観への圧迫感に配慮し、必要に応じて影響を回避または極力低減する方法を検討してまいります。
2-18	・経産大臣、県の答申、知事、市長意見に対して「影響の回避又は極力低減してまいります」と言う以上、国定公園、保健保安林にふさわしい景観改変の影響の回避、極力低減をするべきである。	今後の手続きにおいて、景観改変の影響について、適切に予測評価を行い、影響を低減できるよう努めてまいります。
2-19	5. リブレース予定地だけではなく、既存の風力発電所全体の希少動植物の保護状況を確認し、再検討するべきである 新青山建設の際にも今回のリブレース予定地にもツツジ類などかなりの希少植物が移植されたが、70～90%が枯死したまま放置されている。その結果と原因を良く分析し、従来の移植方法を見直し、今後の新規事業と管理計画を立案すべきである。	ご指摘のとおり新青山風力発電所の建設時に、本事業地内に獣害防止柵を設置しツツジを移植しておりますが、その多くが枯死しております。 しかしながら、移植地内では新たに発芽・生育したと考えられる幼木が数多く確認できます。 これらは、移植個体から生じた種子から発芽したものまたは柵外から新たに侵入した種子から発芽したものと考えられます。 当該移植地については、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、移植方法の見直し及び管理計画を検討してまいります。
2-20	6. 自然景観の状況の再検証と再検討が必要：方法書では視野角による古い指針を元に「景観への影響を検討する」と言っているが、例えば、広い山の中に満開の桜が1本あるだけで、景色は大きく変わり、景観は大きな影響を受ける。数本ならなおさらである。風車は通常の桜の木の30倍はある。実際には人間は視野全体を写真のようにぼんやりと見ていることはまずなく、何かに注目してしまうのが普通である。山の景観では稜線に、海の景観では水平線や島に注視してしまうのが普通である。特に動くものがあるとそこに注視してしまい、景観に大きな影響を及ぼす。国立国定公園のガイドライン、景観法や景観条例には、最低限のガイドラインとして、「建造物は山の尾根線、スカイラインを越えない」「森林の樹冠を越えない」としている。風車はこれを遥かに越える建造物であるから、自然景観をこれ以上破壊するべきではない。	「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省）、景観法や景観条例では、ご指摘のように規制する具体的指標はないものと考えておりますが、上記ガイドラインにおいては、風力発電機が主眺望方向に介在し、かつスカイラインを切断する場合は眺望への支障があるという考え方が示されていますので、眺望方向や実際の見え方を踏まえて予測評価をし、同ガイドラインに示された環境保全措置を参考にしながら、配置や環境保全措置を検討してまいります。 なお、騒音に関するアノイアンスと風力発電機の視認性の相関や因果関係を実証する知見について、引き続き収集・分析してまいります。相乗効果を引き出さないためにも、景観影響を極力低

No.	意見の概要	事業者の見解
	「風力発電施設から発生する騒音等への対応について平成28年11月風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会報告書」と「風力発電施設における騒音及び超低周波音について、秋田県 再エネ海域利用法に基づく協議会・能代市、三種町、男鹿市沖・由利本荘市沖、講演（町田信夫日大教授）」には「景観のような視覚的な要素や経済的利益に関する事項等も、わずらわしさ（アノイアンス）の度合いを左右する」とあり、景観はアノイアンスを引き起こす重大な要因であり、軽視してはならない。	減するよう、配慮に努めてまいります。
2-21	7. 啓発施設の維持管理、活用状況の再検証と再検討が必要： 久居榑原風力発電所の啓発施設は、土砂崩れで壊れ、その場所は未だ仮復旧状態で、小さな休憩所が建てられたのみに過ぎない。	ご意見としていただいた事象は、他事業者（株式会社シーテック）が管理する施設及びその事業地内に関するものであり、弊社からの回答を差し控えてさせていただきます。
2-22	また、新青山のPR館も普段は立入禁止の場所にあり、周辺の土砂崩れが多く、十分に活用されていると言い難い、この検証方法が示されていない。	弊社が管理・運営するPR施設「風のめぐみの館」は、新青山高原風力発電所の事業地内に位置しており、平成29年の開館以来、津市・伊賀市をはじめ三重県内外の幅広い皆さまがご来館され、青山高原の自然や風力発電等に関する知見を習得いただいております。2020年度は、新型コロナ感染防止の観点からご利用を制限しておりますが、2019年度までは、毎年1,000名程度の方にご利用いただいております。 なお、当該施設は、一般の方の立入禁止区域にありますので、事前予約をいただく必要がありますが、ご来場の際には、弊社社員が個別にご案内させていただきます。
2-23	8. バッドストライクの調査が必要： バッドストライクは、私も確認しており、必要な調査が行われていないだけである。改めて、毎日の事故死体の収集、目視観察、レーダー調査などの国際基準に添う厳密な調査をまず実施するべきである。	ご指摘のバッドストライク調査について、方法書318、320及び322ページのとおり、死骸調査を実施いたします。
2-24	9. 鳥類の激減の調査と解決方法の検討が必要： 私が日本鳥学会に発表した論文（2013）と、学会発表（2003～2018）で明らかなように、鳥類の激減を引き起こしている。これ以上国定公園の生物多様性に影響を与えるべきではない。リプレイスすると言うのなら、これ以上の激減を回避する対策を示しうる調査を実施するべきである。 特に、クマタカ、ノスリ、ヨタカについては、新青山工事開始、以来、私の調査（日本鳥学会で発表）では、全く確認できなくなっており、再度の詳細な調査と自然復元方法を検討する方法を示すべきである。	ご指摘については、現地調査の結果を踏まえ、保全措置を検討いたします。
2-25	10. 国定公園の生物多様性の再調査が必要である： 溪流を岩で埋め尽くしたまま、U字溝のほとんどに小動物脱出用スロープを設置せずに放置されたままなどが見られる。まず、これらを国定公園の生物多様性と自然景観を維持するべく復旧し、以後こうしたことがないように対策を立案する方法を示すべきである。	溪流を岩で埋め尽くすという事象については、弊社では把握しておりません。 ご指摘については、哺乳類や爬虫類などの小動物の重要な種の生息状況についての現地調査結果を踏まえ、有識者への意見聴取を実施し、必要に応じて適切な環境保護措置を検討してまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
2-26	1 1. 撤去、現況復旧の環境影響評価計画の方法が必要 説明会では「費用がかかるので風車の基礎は撤去しないでおきたい」とのことであったが、シーテックは布引北の計画はじめ「基礎まできちんと撤去します」と繰り返し断言しており、矛盾している。当地は国定公園、保安林で、「特に環境保全対策を行うこと」を条件に特別に許可された場所である。風車の基礎の撤去は当然のことであるが、国定公園、保安林にふさわしい生物多様性を確保できる特段の風車の撤去方法、自然の復元方法を計画し、その環境影響評価の方法を記載するべきである。	ご意見としていただいた発言は、他事業者（株式会社シーテック）に関するものであり、弊社からの回答を差し控えさせていただきます。 なお、風車基礎の撤去についてですが、リプレーズで建替えを行う場所の基礎は、全て撤去を行う予定です。 一方、建替えを行わない場所の基礎は、敷地の安定性の確保、撤去に伴う濁水発生リスクの低減、撤去に伴う騒音・振動の抑制、廃棄物発生の抑制等のメリットも多いことから、自然への影響のない範囲で残置することについて、県の担当部局、地元住民、地権者と協議をさせていただく予定です。 しかしながら、県の担当部局から不要となった風車の基礎は、原則撤去する旨ご指導をいただいていることなどから、撤去を前提に技術検討を進めることといたします。 ただし、個々の基礎について検討を行った結果、防災上等の理由により残置が望ましいと判断される場合については、取り扱いについて関係者と協議させていただく予定です。
2-27	 第1種特別地域の土砂崩壊、何度かの修復工事後も土砂崩れが止まらず、上部では木の根がむき出しになって来ており、東海自然歩道の防護柵に崩壊が及ぼうとしている。	ご意見としていただいた法面の崩壊は、2013年に発生し、2014年に対策を実施しており、また、そこに隣接する法面の崩壊は2015年に発生し2016年に対策を実施しております。いずれの箇所も県の担当部局の指導・許可を得て適切に対処しております。 それ以降、法面状況については、日常の巡視・点検等において確認しており、現在は安定を保っているため、特別な補修や対策は必要ないものと判断しております。
2-28	 PR館跡の土砂崩れ現場、土嚢とパイプで仮復旧されたまま長年放置されている。	ご意見としていただいた事象は、他事業者（株式会社シーテック）が管理する事業地内に関するものであり、弊社からの回答を差し控えさせていただきます。

No.	意見の概要	事業者の見解
2-29	崩壊時(2018 年) 修復後(2020 年) 勝地 1 号基ののり面、のり面は崩壊した土砂を網で被っただけで、崩壊した元の部分は放置され、崩壊が続いている。その周辺ののり面も小崩壊が続き、緑化できていない。説明会では、「湧水があるので様子を見ている」との説明であったが、それは、工事前からわかっていたはずであり、当地は国定公園と保安林の中にあり、「環境保全を十分に行うこと」を条件に特別の許可されたものであるから、通常の山林以上の環境保全処置が要求されているものである。早急に国定公園、保安林にふさわしい復旧工事を実施し、問題点と解決方法を明らかにし、リプレイス工事と風車撤去後の復元工事、今後の全体の維持管理に同じ失敗を何度も何年も繰り返さないように、計画すべきで、そのための環境影響調査計画が方法書に示されるべきであるが、全く記載がない。 なお、この場所はいたるところにみられる土砂崩壊のごく一部であり、同規模の崩壊は随所にみられる。また、のり面緑化に成功している場所はほとんど見当たらない。 20 年も立ってこれでは、国定公園、保安林で特別に事業をする能力のない会社であると言わざるを得ない。	ご意見としていただいた事象は、新青山高原風力発電所 AI-1 号機の風車敷地法面のことでありと認識しています。当該法面の崩壊は、2017 年 10 月の台風 21 号の大雨により発生しましたが、2018 年に対策工事を終え、県の担当部局へも報告しております。 また、その後も当該法面の状況については、日常の巡視・点検等において継続的に確認しており、現時点では、特別な補修や対策は必要ないものと判断しております。

No.	意見の概要	事業者の見解
3-1	既存稼働中の 750kW 20 基を 2300kW 7 基に建替えをするという事は既存の基礎を拡大して使うにしても残る 13 基の基礎は 1 年半程かけて撤去予定との事です、国定公園である以上、確実に撤去してもらわないといけない。 地元、地権者と協議等でわずかなお金を落として撤去を免れる事ではないのですか。 必ず撤去をするという証明を下さい。 撤去する廃棄物の処理先を示して下さい。	前出の見解のとおり、不要となった風車の基礎は、原則撤去として技術検討を進めさせていただきます。 ただし、個々の基礎について検討を行った結果、防災上等の理由により残置が望ましいと判断される場合については、取り扱いについて関係者と協議させていただく予定です。 廃棄物の処理先については、工事の段階で施工業者が処理先と契約を締結し決定となりますので現時点では決まっておりません。施工業者から提出される産業廃棄物処理会社との契約書写しや許可書写し等により、適切な処理先であることについて、事業者として確認いたします。
3-2	750kW から 2300kW に替えるというのは騒音も低周波もそれぞれ確実に大きくなるという事で、人間でさえその影響は大きいのに、より繊細な野生動物や生物の影響はより大きくなると想像出来ます。それに依り生態系は崩れます。そして自然環境が破壊されます。 既存の 20 基が 17 年間に及ぼした動物と植物と生態系への影響記録を示してください。 2300kW を 7 基建てた時から発生する影響予測はどう予測するのですか。	過年度の調査の結果については、準備書において本件の現地調査結果と合わせて取り纏めます。 本件の影響予測及び評価については、現地調査結果をもとにこれらの過年度調査の結果や新青山高原風力発電所における事後調査結果との比較により影響予測及び評価を行う予定です。
4	既存の青山高原風力発電所の環境影響の調査や土砂くずれの復旧もきちんとできていない状況のまま、リブレース事業を進めるのはおかしいし、信用できません。20 年近く運転している実績があるにも関わらず、指定されたマニュアルの予測だけで、現在起きている（青山高原風力発電所で）問題に目も向けず、調査しているといっても、その方法もあいまい。こんな状態でこれまでより規模の大きな風車を建設すると、また問題が起きてききちんと対応してくれるとは到底思えません。（ウインドパーク笠取での土砂被害、健康被害も出ているのにそれより大きな風車でこわい。） 周辺の自然環境、動植物への影響も調査不十分です。	既存の青山高原風力発電所においては、過去に大雨で法面の崩壊が生じ、地域の皆さまには大変ご心配をお掛けし、申し訳なく存じております。しかしながら、当該法面の復旧対策は県の担当部局の指導・許可を得て適切に対処しております。 それ以降、法面状況については、日常の巡視・点検等において確認しており、現在は安定を保っているため、特別な補修や対策は必要ないものと判断しております。 なお、本事業に際しては、法律に則った環境アセスメントの手続きを実施中であり、建設当初の環境調査結果や施設稼働中の調査結果等を含め、適切な環境影響予測及び評価を実施してまいります。
5	青山高原の風力発電事業については、20 年もの稼働実績があるのにも関わらず、環境影響評価マニュアルに基づく予測値だけでは無く、実績値を開示して本当の意味での環境影響評価を実施するべきである。風力発電事業において、不安定な風でどれだけの電力供給に効果を出す事が出来たのかを知りたい。 その風力発電事業において、土砂崩れ、水質、景観、騒音、低周波音、超低周波音、風車の影、健康被害、動植物自然生体系についての影響を実績データで知り、はじめて本来の環境影響評価が出来ると思う。予測値や推測値で環境影響評価を実施したことにはならない。 土砂崩れについては、土砂崩れそのものの対策、既に発生した土砂崩れの復旧対策も出ていないと思う。そのような危険な状態の中、風力発電のリブレース事業を実施するのは、とても信じられないしおかしいと思う。法面の緑化についても出ていないし、事業を停止した後、基礎工事のコンクリート部がもとに戻るとは思えない。	環境影響評価は、現地調査及び設置する予定の風車の諸元等をもとに、事業の実施による影響を最新の知見に基づいて予測評価することで、より良い環境を保全していく制度です。青山高原風力発電所リブレース事業については、環境影響評価制度にもとづき、調査、予測及び評価を実施してまいります。 なお、青山高原風力発電所における 2003 年度から 2019 年度まで(17 年間)の平均年間発電電力量(実績値)については、方法書 2 ページに記載しています。 既存の青山高原風力発電所においては、過去に大雨で法面の崩壊が生じ、地域の皆さまには大変ご心配をお掛けし、申し訳なく存じております。しかしながら、当該法面の復旧対策は県の担当部局の指導・許可を得て適切に対処しております。 それ以降、法面状況については、日常の巡視・点検等において確認しており、現在は安定を保っているため、特別な補修や対策は必要ないものと判断しております。

No.	意見の概要	事業者の見解
6	今ある既存の風力発電機、またそのことにまつわる事からや、環境など沢山の問題視されています、まずはその事を解決することが大前提です。 嘘の無い事業計画をしっかりと住人、行政、専門家、の方々に承認をもらい、事業を進める事です、すべて当たり前の事です。 まだ沢山ありますが、上記の事はしっかりと確実に進めて頂きたい。	本リブレース事業に際しては、法律に則った環境アセスメントの手続きを実施中であり、地元、行政、専門家の皆さまからご理解いただけるよう努めてまいる所存です。
7	毎年のように水による災害が大きい昨今に、山を崩す風力発電は、無謀だと思います。 事故や、健康被害、気象生物の減少など、あってはならないことを起こしてから、補償されても間に合いません。失ったものは、戻りません。 先人がのこしてくれた自然の恩恵を受けて、今の人間が生活しているのに、それを電力や経済のためだけに、多くの疑問や不安を残したまま推し進めることは、長い目でみて、誰にとっても有益とは思えません。 お金があっても、電気があっても、人間の基盤はこの地球、自然界です。 あなた方が壊す山と、あなた方の暮らす所は繋がっていて、いずれ何らかの影響が出る事実を、想像できるでしょうか。もう一度歴史や世界をよく見て、山や水脈、さまざまな自然現象と、自分たちとの繋りをよく知って、お考え直してください。 いつか自分にも降りかかる問題です。 自治体の首長の意見もよく聞いてください。 本当に再生エネルギーを考えるなら、誰にとっても有益になるような時代のもとと先行く企業をお探りになることは出来ないでしょうか。	青山高原は年間を通して良好な風が吹く場所であり、風力発電に適した場所です。本事業は、既存施設のリブレースであるため、既存の搬入路や風車敷地を最大限活用することにより、新たな土地の改変や樹木の伐採はできる限り少なくする予定であり、新設と比較して環境への負荷が小さく、自然の資源を有効に活用できる有意義な事業であると考えております。 何とぞご理解をいただきたく存じます。
8	電気は不足していません。私はこの山のおかげで加太で30年も何とか育稻を続けられました。そこに、日本一サイズの大きい風力発電の話が入り、而も、三重県内3ヶ所の内の災害危険地区1ヶ所に入っているこの山に！私はびっくりしました。早速、すでにたっている所を見させてもらい又、あきました。風車下のコンクリ台のまわりの土は、雨により溝状に削られ、その土が下の道や木々の根の所にたまっています。草ははえていないからです。山にとって、草は土おさえにとっても大切なのです。田も、中もちろん、畔を守る草を大切にしています。山の工事に入る方は、必ず草のたねをまいて仕上げますよ。 私は、公務員として30年勤めました。亡き父に、公務員の給料は、皆さんからの税金でいただいているのだから、いいかげんな仕事はするなと何度も戒めの言葉をかけてもらいました。この自然再生エネルギー料も私たちの毎月の電気料金の中から支払っています。文字通り、自然を大切にする言葉を説明会で聞きしたかったことです。電気を要する都会のビルの利用が広まっていますので、屋上にでも、あの皆さんの技術力で考えたらいかがでしょうか。亀山市の環境センターは、毎日家庭から出るもえる物でタービンをまわし、電気を作っています。材料費はかからず、天候にも左右されず、自然もこわすことなく安定していると考えさせられました。環境を守らないと、コロナのように、新たなひそんでいたウィルスがでてくるでしょう。シベリアの凍土もとけて、眠っていたウィルスがもしかして出るかもと危ぶむ声が世界で広まっています。もうたて直さず、草のたねをまいてください。先ず。	本事業で採用を予定しております2,300kW級風車は、日本一のサイズでございせんし、当リブレース事業地が災害危険地域に入っているという事実はございせん。 風車敷地や管理用道路等の状況については、日常の巡視・点検等において確認しており、異常の有無について把握・管理するとともに、補修が必要な箇所については、計画的に対策を講じております。 青山高原は年間を通して良好な風が吹く場所であり、風力発電に適した場所です。本事業は、既存施設のリブレースであるため、既存の搬入路や風車敷地を最大限活用することにより、新たな土地の改変や樹木の伐採はできる限り少なくする予定であり、新設と比較して環境への負荷が小さく、自然の資源を有効に活用できる有意義な事業であると考えております。 何とぞご理解をいただきたく存じます。

注：意見の概要は、以下を除き原文のとおり記載した。

・個人情報については、□□で記載した。

○日刊新聞紙における公告

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、中日新聞、伊勢新聞（令和2年11月26日（木））

お知らせ	
「環境影響評価法」に基づき「(仮称)青山高原風力発電所 リブリース事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧します。	
一、事業者の名称 株式会社 青山高原ウインドファーム	
代表者の氏名 代表取締役社長 小西 暁	
事務所の所在地 三重県津市大倉十二番十九号	
二、対象事業の名称 (仮称) 青山高原風力発電所リブリース事業	
種類 風力(陸上)	
規模 発電設備出力 最大一万五千キロワット	
三、対象事業実施区域 三重県津市、伊賀市	
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲	
四、縦覧及び閲覧の場所、期間及び時間	
縦覧場所 津市 市役所本庁舎環境部環境保全課、久居総合支所地域振興課、榑原出張所	
伊賀市 市役所本庁舎、大山田支所	
株式会社 青山高原ウインドファーム本社	
電子縦覧 事業者のウェブサイト (http://www.awf.co.jp/publics/index/30/)	
縦覧場所 三重県 米町庁舎(三重県情報公開・個人情報保護総合窓口)、三重県立図書館、三重県環境生活部地球温暖化対策課、津地域防災総合事務所環境室、伊賀地域防災総合事務所環境室	
縦覧期間 令和二年十一月二十六日(木)から 令和二年十二月二十五日(金)まで	
閲覧期間 令和二年十一月二十六日(木)から 令和三年一月十五日(金)まで	
時間 開庁時間内及び営業時間内	
六、意見書の提出	
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に 備え付けの用紙に住所・氏名・意見(日本語による。意見の理 由を含む)をご記入のうえ、意見書箱(縦覧場所には、意見書 箱を設置しておりません)にご投函くださるか、令和三年一 月十五日(金)までに左記の問い合わせ先へご郵送ください (当日消印有効)。また、電子メールによるご意見も受け付け ますので、令和三年一月十五日(金)までに左記のメールアド レスへお寄せください(当日到着分有効)。	
七、住民説明会の開催日時及び場所	
令和二年十二月八日(火)十九時三十分から二十時〇〇分	
津市榑原市民館(三重県津市榑原町一〇〇三二)	
二、令和二年十二月九日(水)十九時〇〇分から二十時三十分	
伊賀市布引地区市民センター(三重県伊賀市奥馬野七二)	
問い合わせ先 株式会社 青山高原ウインドファーム	
〒五十四一〇八三四三重県津市大倉十二番十九号	
電話〇五九(二二八)七七七三(担当) 長谷、山田	
メールアドレス awf.ayama@zibz.tv.ne.jp	
その他 今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方 自治体等から要請を受けた場合においては必要に応じて縦 覧や住民説明会等の予定を変更することがあります。	
最新の情報については、当社ウェブサイトにてお知らせします。	

○地区回覧によるお知らせ

津市榑原地区 62 組に分けて回覧 回覧開始：令和 2 年 11 月 1 日

2020年10月26日

各位

株式会社青山高原ウインドファーム

(仮称)青山高原風力発電所リブレース事業に係る環境影響評価方法書に関する
説明会の開催について(ご案内)

拝啓 晩秋の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、弊社の風力発電事業に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、弊社の青山高原風力発電所(750kW風車×20基、総発電出力15,000kW)につきましては、2003年3月の運転開始より17年が経過し、設備の老朽化が進んでいることなどから、風車建替工事(リブレース事業)を計画しております。

本リブレース事業は、環境影響評価法に基づき環境アセスメントの手続きを進めておりますが、今般、「環境影響評価方法書」の縦覧に伴う説明会を開催させていただく運びとなりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

つきましては、地域の皆様にご出席いただき、本リブレース事業に対して環境保全の見地からの意見を賜りたく存じます。ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時

2020年12月8日(火)19:30~21:00

2. 場所

津市榑原市民館 (所在地:津市榑原町10032)

3. リブレース事業の概要

項 目	青山高原風力発電所(現行)	青山高原風力発電所(リブレース後)
総発電出力	15,000kW	15,000kW
風車規模	750kW×20基	2,300KW級×最大7基

なお、リブレース工事は、2023年4月~2025年3月の約2年間で予定しております。

4. 連絡先 株式会社青山高原ウインドファーム 059-228-7773 岸本

5. 環境影響評価書の公告・縦覧の予定

別紙のとおり

以 上

(別紙)

環境影響評価方法書の公告・縦覧の予定

(1)縦覧(閲覧)期間

2020年11月26日(木)~12月25日(金)

(2)縦覧場所(閲覧場所には意見書箱の設置なし)

津 市 市役所本庁舎環境部環境保全課、久居総合支所地域振興課、榑原出張所

伊賀市 市役所本庁舎、大山田支所

株式会社青山高原ウインドファーム本社(当社ウェブサイトでの電子縦覧も実施)

(閲覧) 三重県 柴町庁舎(三重県情報公開・個人情報総合窓口)、

三重県立図書館、三重県環境生活部地球温暖化対策課、

津地域防災総合事務所環境室、伊賀地域防災総合事務所環境室

(3)意見書の提出期間

2020年11月26日(木)~2021年1月15日(金)

(4)意見書の提出方法

①縦覧場所に備付の意見書箱に投函

②郵送

③電子メール送信

以 上

○地区回覧によるお知らせ

伊賀市大山田布引地区 22 組に分けて回覧 回覧開始：令和 2 年 11 月 1 日

2020年10月26日

各位

株式会社青山高原ウインドファーム

(仮称)青山高原風力発電所リブレース事業に係る環境影響評価方法書に関する
説明会の開催について(ご案内)

拝啓 晩秋の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、弊社の風力発電事業に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、弊社の青山高原風力発電所(750kW風車×20基、総発電出力15,000kW)につきましては、2003年3月の運転開始より17年が経過し、設備の老朽化が進んでいることなどから、風車建替工事(リブレース事業)を計画しております。

本リブレース事業は、環境影響評価法に基づき環境アセスメントの手続きを進めておりますが、今般、「環境影響評価方法書」の縦覧に伴う説明会を開催させていただき運びとなりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

つきましては、地域の皆様にご出席いただき、本リブレース事業に対して環境保全の見地からの意見を賜りたく存じます。ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、何卒よろしく
お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時

2020年12月9日(水)19:00~20:30

2. 場所

伊賀市布引地区市民センター (所在地:伊賀市奥馬野7-1)

3. リブレース事業の概要

項 目	青山高原風力発電所(現行)	青山高原風力発電所(リブレース後)
総発電出力	15,000kW	15,000kW
風車規模	750kW×20基	2,300KW級×最大7基

なお、リブレース工事は、2023年4月~2025年3月の約2年間を予定しております。

4. 連絡先 株式会社青山高原ウインドファーム 059-228-7773 岸本

5. 環境影響評価書の公告・縦覧の予定

別紙のとおり

以 上

(別紙)

環境影響評価方法書の公告・縦覧の予定

(1)縦覧(閲覧)期間

2020年11月26日(木)~12月25日(金)

(2)縦覧場所(閲覧場所には意見書箱の設置なし)

津 市 市役所本庁舎環境部環境保全課、久居総合支所地域振興課、榑原出張所

伊賀市 市役所本庁舎、大山田支所

株式会社青山高原ウインドファーム本社(当社ウェブサイトでの電子縦覧も実施)

(閲覧) 三重県 栄町庁舎(三重県情報公開・個人情報総合窓口)、

三重県立図書館、三重県環境生活部地球温暖化対策課、

津地域防災総合事務所環境室、伊賀地域防災総合事務所環境室

(3)意見書の提出期間

2020年11月26日(木)~2021年1月15日(金)

(4)意見書の提出方法

①縦覧場所に備付の意見書箱に投函

②郵送

③電子メール送信

以 上

○インターネットによる「お知らせ」

(三重県のウェブサイト)

環境影響評価

手続中の事業

三重県環境影響評価委員会

知事意見

事後調査報告書

実施事業の一覧

公共事業の環境配慮

いいね

シェア

ツイート

LINEで送る

印刷する

環境アセスメント

(仮称) 青山高原風力発電所リブレース事業

事業者・環境影響評価手続実施中の対象事業

計画段階環境配慮書手続

方法書手続

事業者・環境影響評価手続実施中の対象事業

事業者

住所

三重県津市大倉12番19号

名称

株式会社青山高原ウインドファーム

連絡先

059-228-7773

対象事業

対象事業の名称

(仮称) 青山高原風力発電所リブレース事業

対象事業の種類

風力発電所設置事業

対象事業の規模

最大15,000kW (2,300~3,000kW級×最大7基)

事業実施想定区域

三重県津市及び伊賀市地内

方法書手続

縦覧・閲覧場所、期間

【事業者による縦覧】

津市役所本庁金環境部環境保全課

津市久居総合支所地域振興課

津市柳原出張所

伊賀市役所本庁舎

伊賀市大山田支所

株式会社青山高原ウインドファーム 本社

事業者のホームページ (<http://www.awf.co.jp/publics/index/30/>)

法定期間：令和2年11月26日(木)から12月25日(金)

自主期間：令和2年12月26日(土)から令和3年1月15日(金)

開庁時間内及び営業時間内

【閲覧】

三重県情報公開・個人情報総合窓口 (三重県本庁舎1階)

三重県環境生活部 地球温暖化対策課 (三重県本庁舎8階)

三重県津地域防災総合事務所 環境室 (三重県津庁舎2階)

三重県伊賀地域防災総合事務所 環境室 (三重県伊賀庁舎3階)

三重県立図書館

※令和2年11月26日(木)から令和3年1月15日(金)

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から12月31日を除く、県立図書館は図書館休館日を除く開館時間)

意見書の提出について

環境保全の見地からの意見について、住所、氏名、意見を日本語で記載のうえ提出することができます。

【提出方法】

縦覧場所に設置の意見書箱への投函 ・ 郵送 (当日消印有効) ・ 電子メール (当日到着分有効)

※閲覧場所には意見書箱は設置してありませんのでご注意ください

【提出先】

〒514-0834 三重県津市大倉12番19号 (電話：059-228-7773)

メールアドレス (awf.aoyama@zb.ztv.ne.jp) ←■の箇所は@に置き換えてください

【期間】

令和3年1月15日(金)

説明会

令和2年12月8日(火) 19時30分から21時

津市柳原市民館 (津市柳原町10032)

令和2年12月9日(水) 19時から20時30分

伊賀市布引地区市民センター (伊賀市奥馬野7-1)

本ページに関する問い合わせ先

三重県 環境生活部 地球温暖化対策課 環境評価・活動班

〒514-8570 津市広明町13番地

電話番号：059-224-2366 ファクス番号：059-229-1016 メールアドレス：earth@pref.mie.lg.jp

- 18 -

(株式会社青山高原ウインドファームのウェブサイト)

(仮称)青山高原風力発電所リブレース事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

当社は、令和2年11月25日付で「(仮称)青山高原風力発電所リブレース事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書と呼ぶ。)およびその要約書を経済産業大臣、三重県知事、津市長および伊賀市長に提出いたしました。提出した方法書および要約書について、下記のとおり縦覧いたします。

1. 事業者の名称 株式会社青山高原ウインドファーム

2. 事業の名称 (仮称) 青山高原風力発電所リブレース事業

3. 事業の区域 三重県津市、伊賀市

4. 縦覧・閲覧の場所

(縦覧場所) 津 市 市役所本庁舎環境部環境保全課、久居総合支所地域振興課、橿原出張所

伊賀市 市役所本庁舎、大山田支所

事業者 株式会社青山高原ウインドファーム本社

(閲覧場所) 三重県 栄町庁舎(三重県情報公開・個人情報総合窓口)

三重県立図書館、環境生活部地球温暖化対策課

津地域防災総合事務所環境室、伊賀地域防災総合事務所環境室

5. 縦覧・閲覧の期間及び時間

(縦覧期間) 令和2年11月26日(木) から令和2年12月25日(金) まで

(閲覧期間) 令和2年11月26日(木) から令和3年1月15日(金) まで

(時 間) 開庁時間内及び営業時間内

6. 電子縦覧

【方法書】

[第0章 表紙と目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の状況](#)

[3.1 自然的状況1](#)

[3.1 自然的状況2](#)

[3.2 社会的状況](#)

[第4章 計画段階環境配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法1](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法2](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
資料編](#)

[要約書 1 \(1～5章\)](#)

[要約書 2 \(6章前半\)](#)

[要約書 3 \(6章後半～8章\)](#)

本ウェブサイトにおきまして、方法書及び要約書の閲覧は、令和2年11月26日（木）から令和3年1月15日（金）まで可能です。

ただし、印刷することはできません。

また、閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。推奨環境以外でのご利用や、推奨環境下でもお客様のwebブラウザの設定によっては、ご利用できない、もしくは正しく表示されない場合がございます。

7. 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、次の方法でお知らせください。（提出期限：令和3年1月15日（金）まで）

- ・縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函
- ・下記問い合わせ先への郵送（当日消印有効）
- ・下記問い合わせ先のメールアドレスへの送付（当日到着分有効）

（ご意見記入用紙は、[こちら](#)よりダウンロードできます。）

8. 住民説明会の開催日時及び場所

- （1）令和2年12月8日（火）19：30～21：00
津市橿原市民館（三重県津市橿原町10032）
- （2）令和2年12月9日（水）19：00～20：30
伊賀市布引地区市民センター（三重県伊賀市奥馬野7-1）

9. 問い合わせ先 株式会社 青山高原ウインドファーム （担当）長谷、山田
〒514-0834 三重県津市大倉12番19号
電話 059-228-7773
メールアドレス awf.aoyama@zb.ztv.ne.jp

10. その他

今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、縦覧や住民説明会等の予定を変更することがあります。最新の情報については、当ウェブサイトにてお知らせします。

ご記入日 令和 年 月 日

〔環境の保全の見地からのご意見とその理由〕

(注意) 1 本意見書にご記入いただいた内容は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いたします。
2 ご意見は、日本語によりその理由を含めてできるだけ具体的にご記入ください。
3 本意見書に書ききれない場合は、裏面または別の用紙をお使いいただいても構いません。

<郵送の場合> ○意見書の送付先 〒514-0834 三重県津市大倉12-19

株式会社青山高原ウインドファーム 宛

○意見書の提出期限 令和3年 1月15日(金)[当日消印有効]